Ａ　地震対応マニュアル

（１）　日常的な学校防災活動

企画委員会・生活指導部

- ○危機管理マニュアルの策定
- ○防災等安全指導・訓練の計画、実施
- ○日常的な施設点検等の実施
- ○区教育委員会、区役所との連絡・調整

【体制】

校長 ―― 副校長

- 企画委員会（災害対応ﾏﾆｭｱﾙ・災害対策本部組織の整備、資料、情報収集、記録など）
- 事務室・主事室（施設・設備の点検など）
- 生活指導部（防災教育、避難訓練、研修の企画）
- 保健室　（応急手当、防災用具の取扱い指導等）

災害対応マニュアルの策定

- ○災害の状況別の具体的対応策
- ○児童等の安否確認方法、保護者への引渡し計画
- ○関係機関への連絡体制の整備

学校施設・設備等の点検・整備

- ○薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ、校内及び敷地内の施設・設備全般についての点検（定期・随時・日常）
- ○物品の倒壊・落下防止対策

防災上必要な用具等の点検整備

- ○保管場所の把握
- ○重要書類等の保管（校長印、学校沿革史、卒業生台帳、指導要録、人事関係書類等）

防災等の安全教育の実施

- ○防災訓練推進計画の作成
- ○児童の発達段階に応じた防災教育の実施
- ○多様な状況を想定した避難訓練の実施
- ○家庭、地域とともに考える防災教育の実施
- ○防災研修の実施
- ○「心のケア」の視点にたつ研修

情報・連絡体制の整備

- ○一元的な情報管理
- ○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関の把握（リストアップ）
- ○保護者への緊急連絡方法の協議

ＰＴＡ・地域等との連携

- ○近隣校・地域団体との連携
- ○各種機会を捉えた、危機管理マニュアルの保護者・地域の方等への周知

（２）学校災害対策本部組織

災害対策本部

○本部長（校長）
本部の総括、意思決定
○副本部長(副校長)
本部長の指示による
連絡・報告等
○副本部次長（教務主幹）
各班の連絡・調整等

総　務（副校長、教務主任）
- 全体指揮、避難指示
- 情報収集整理
- 児童及び教職員の安否確認
- 警察、消防等への通報連絡

通報連絡（教務主任、情報推進化ﾘｰﾀﾞｰ）
- 災害情報の収集
- 保護者への引渡し連絡メールの送信
- 学校 HP の非常用切替、更新

避難誘導（生活指導主任、各学年主任）
- 避難誘導
- 児童等の安全確保
- 保護者との連絡
- 児童等の下校、引き渡し

救　助（生活指導部）
- 児童等残留者の救出

救　護（養護教諭、生活指導部）
- 児童等被災者の救護

施設安全（用務主事、初期消火隊）
- 消火
- 施設等の被害状況の点検把握
- 電気、ガス等の安全措置
- 立入禁止措置などの危険回避対応
- 通学路等の被害状況の把握

搬　出（事務職員）
- 重要書類等の非常搬出、保管

避難受入（教務部）
- 避難所開設・運営の支援・協力

（３）現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の南に位置している。海抜-２ｍであり、津波浸水区域である。

校舎は昭和４３年に建設されたもので、平成１５年に耐震工事が完了している。校舎北側には住宅密集地があるため、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。また都営新宿線瑞江駅から徒歩２０分と離れており、最寄りのバス停からも徒歩７分くらいかかることから、避難所開設の際は、避難者としての来校はあまり多くないことが予想される。

学校の現状（令和７年４月３０日現在）

児童・生徒数		教職員数
全校児童・生徒		
178　名		
第１学年	30　名	32　名
第２学年	27　名	
第３学年	21　名	
第４学年	32　名	
第５学年	40　名	
第６学年	28　名	

校舎　昭和　４３　年建設　※平成　１５　年耐震補強工事
○登校時刻　午前　８　時　００　分～　８　時　１５　分
○下校時刻　午後　１４　時　５０　分～　１５　時　０５　分
○昇降口　北昇降口：１～３、６年生　　東昇降口：４、５年生
○登下校時の環境
・校舎南門から登下校
・正門は緊急時のみ使用
・登校は自由登校で８時１５分には教室にいる

学校の立地環境

○学校の立地
・海抜　0.45～0.7　m（江戸川区ハザードマップにより津波浸水区域）
・交通　校舎の北側に　篠崎街道　　（京成バスの停留所あり）
校舎の西側に　瑞江駅西通り（形成バスの停留所在り）
校舎の北西に徒歩 20 分のところに都営新宿線瑞江駅
・公園　校舎から西 250m先にくつろぎ公園がある
○自然的環境
・校舎の南西８ｋｍに東京湾が広がっている
・校舎の南に旧江戸川が流れている
○社会的環境
・学区全体的に戸建ての住宅が多いが、集合住宅から通学している児童も多い
・学区の北側は昔からの住宅が多く、商店街もある

（４）教職員在校時に発災した場合の対応

１　地震発生

↓

２　児童の安全確保

○児童に安心させるような声をかける。
○身を守るよう指示する。
・教室の場合、机に下に潜り込み、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。
・カバン、防災頭巾等で頭を保護する。
・体育館、校庭等の場合、中央に集まり頭を抱えてしゃがませる。
・廊下等の場合、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
○ドアや窓を開けて出口を確保する。
○火災など二次災害を防止する。
・ファンヒーター等の火を消す。
・コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。
○負傷者を確認する。

↓

３　校舎外避難の決定と指示

○避難経路の安全を確認する。
・ドアや窓付近の落下物等危険物を除去し、脱出口を確保する。→被害状況を主事室で集約
○全校児童に避難を指示する。
○自力で避難できない児童の安全確保を優先する。

↓

４　校舎外避難

○余震が発生することを想定し、落下物等に注意し冷静に行動するよう指導する。
○お・か・し・も（押すな・かけるな・しゃべるな・戻るな）を合言葉として、分かりやすい指示で児童を掌握する。
○校舎内に児童が残っていないか確認する。
○教職員は、誘導、負傷者搬送など、連携した行動をとる。
○避難の際、<u>出席簿、災害時引渡しカード、ホイッスル、懐中電灯、ラジオ、災害用 PHS 等の災害時持ち出し品を携帯</u>する。
○校庭に集合したら、学年、学級ごとに整列させ、腰を降ろして低い姿勢で待機させる。

↓

５　避難後の安全確保

○人員の確認と安否確認を行う。
○負傷者を確認し、関係機関への通報を行う。
○児童等の不安への対処を行う。

↓

６　状況把握

○メディア等で、地震についての情報を収集する。

Ａ　地震対応マニュアル

ア：震度５弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

１　校舎内外の被害状況の点検

○校舎内外の目視による点検を行い、教室及び体育館の状況確認を行う。

↓

２　児童の安全確保

○児童を教室に誘導し、待機させる。
○震度４以上の場合は、連絡メールにて児童の避難状況を配信する。

↓

３　学校周辺の状況確認

○メディア等で、地震についての情報を収集する。（津波や高潮、河川の決壊、周辺の火事等）
○通学路の状況確認を行う。（建物や道路の状況）

↓

４　児童の下校

○区の指示を待ち、学区域の安全が確認されたら、児童を下校させる。
○公共交通機関が止まっている場合には、児童を学校に留め置く。

イ：震度５強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

１　災害対策本部の設置

○非常配備態勢を取る。教職員各自の役割を確認し校長が業務を指示する。
○行方不明者を捜索する。
○負傷者に応急手当を行う。
○受水槽、高架水槽の栓を閉じる。ガス元栓を閉じる。機械警備システムを解除する。
○ラジオ等で情報を収集する。
○校舎・校庭・体育館の被害状況を確認する。学校周辺の状況把握（施設・住民）も行う。
○被害の状況、負傷者の人数等を把握し、教育部本部（教育推進課庶務係　5662-1621）に報告する。
○救助を要する児童がいる場合、消防へ通報する。

↓

他の避難場所に移動する場合

○避難誘導する前に、児童の人員を点呼する。
○校門などに避難先を掲示する。
○避難集団の編成は学級等の単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。
○カバン等で頭部を守りながら行動させる。
○避難場所に着いたら、人員を点呼する。
○行方不明の児童がいる場合は、捜索する。

Ａ　地震対応マニュアル

２　保護者への連絡

○<u>震度５強以上、または５弱以下であっても公共交通機関が停止した場合は、保護者が引取りに来るまで児童を学校に待機させる。</u>

○児童の引渡しについて保護者に連絡する。引渡しの開始を周知させる手段として、防災行政無線、緊急連絡メール、学校ホームページを活用する。

↓

３　保護者への引渡し

○通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し、児童を保護者等に引渡す。

○引渡しは、災害時引渡しカードで行う。

○引渡しは原則として担任が当たる。

○災害時引渡しカードに登録していない人が引受人として来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

↓

４　緊急避難所の開放

○残留児童と避難者の待機スペース（校庭等）を確保する。

○雨天時や厳寒期は施設の安全確認終了後、体育館に誘導する。

↓

５　避難所開設準備

○避難所運営協議会がたちあがったら、避難所開設マニュアルに基づき、避難所開設準備に当たる。

（５）校外活動中に発災した場合の対応

１　地震発生

↓

２　安全確保

○正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握、避難経路・避難場所の確認、施設管理者等との打合せ）
○最寄りの避難場所に避難する。
○宿泊場所で発災した場合は、その管理者に従う。
○電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
○児童の安全確保ができ次第、学校に現状の報告を行うとともに、学校と連携して保護者に速やかに連絡する。
○児童に不安を抱かせないようにする。

↓

３　近くの避難場所へ避難

○避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。
○施設管理者等の指示に従う。
○海岸での津波、山中での崖崩れ・落石に注意する。

↓

４　避難後の安全確保

○人員を確認する。負傷者の応急手当を行う。
○児童の不安に対する処置（状況説明、今後の対応等の説明）を行う。
○地元の公的機関へ救援を要請する。

↓

５　学校への連絡

↓

６　避難後の対応決定

○学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応する。（連絡が不通の場合は、教育委員会や公的機関へ）
○学校から教育委員会へ連絡する。
○学校から保護者へ連絡する。
○教育委員会からの指示を受ける。地元の公的機関へ救援を要請する。

（６）登下校時に発災した場合の対応

教職員の対応

１　地震発生

- ○出勤途中の場合は、学校に向かう。
- ○帰宅途中の場合は、学校に戻る。

↓

２　安否確認のための活動開始

- ○校内残留児童等の安否を確認する。
- ○通学路上、避難場所の児童等の安否を確認する。

通学路巡視　校内巡視　自宅確認

- ○保護者、地域と連携し、児童等の所在を確認する。
- ○在校中の児童等を校庭に避難させる。

↓

３　児童の安全確保

- ○保護者へ確実に引渡す。
- ○家族不在時は、学校待機させる

↓

４　避難後の対応決定

児童等の行動

１　地震発生

↓

２　安全確保

- ○カバンや上着、防災頭巾等で頭部を保護し、身を低くする。
- ○建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。
- ○車道に出ない。
- ○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。

↓

３　近くの避難場所へ移動

- ○揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する。
- ○自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者等が来るまで、そのまま待機する。
- ○垂れ下がった電線に近づかない。
- ○避難所等に避難した場合、安全の確保ができ次第、家か学校に連絡する。

↓

自宅　学校

（７）教職員在校時外の対応

１　地震発生
↓
２　教職員の参集
↓
３　災害状況確認
↓
４　避難後の対応決定

○震度５強以上の場合は、非常配備計画に基づき、教職員は自身及び家族の安全を確認した後、直ちに学校に参集する。
○校内に災害対策本部を設置する。
○状況により臨時休校等の措置や、教育委員会や保護者への連絡を行う。

○校舎の被災状況を確認する。
○電気、水道等、ライフラインの被災状況を確認する。
○教職員の安否、住居の被災状況を確認する。
○児童及び保護者の安否、住居の被災状況を確認する。
○避難所の状況を確認する。
○地域（通学路等）の被災状況を確認する。
○教育委員会へ児童の被害状況（教科書、文房具等の紛失・焼失状況も含む）を報告する。

（８）学校教職員非常配備計画

時間の流れ →

地震	勤務時間内発災	非常配備態勢	平常時の態勢
	勤務時間外発災	特別非常配備態勢	

震度５強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎　非常配備態勢(勤務時間内)　　…　通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

［１］　児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
①在校する児童の安全確保
②外出している児童の安全確保
③教職員の安全確保
④保護者への引渡し連絡

［２］　被害状況の確認
①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
②建物および施設周辺の状況確認
③ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎　特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

＊避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

（９）授業再開に向けた対応マニュアル

１　地震発生

↓

２　教職員の参集

- ○非常配備計画に基づき、教職員は家族の安全を確認した後、直ちに学校に参集する。
- ○校内に災害対策本部を設置する。
- ○状況により臨時休校等の措置を行う。教育委員会や保護者に連絡する。

↓

３　災害状況確認

- ○校舎の被災状況を確認する。
- ○電気、水道等、ライフラインの被災状況を確認する。
- ○教職員の安否、住居の被災状況を確認する。
- ○児童及び保護者の安否、住居の被災状況を確認する。
- ○避難所の状況を確認する。
- ○地域（通学路等）の被災状況を確認する。
- ○教育委員会へ児童の被害状況（教科書、文房具等の紛失・焼失状況も含む）を報告する。

↓

４　授業再開の準備

- ○校舎等の被害に対する応急措置を行う。
- ○校舎等の安全点検、危険度判定調査を実施する。
- ○ライフライン、仮設トイレを確保する。
- ○教室を確保する。（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ○通学路の安全を確保する。
- ○児童の避難先等の動向を把握する。
- ○学用品、救援物資等の受入れを行う。
- ○児童の心理的影響を確認する。
- ○避難所の運営状況との関係を確認する。

↓

５　臨時登校、家庭訪問
被災状況調査の実施

- ○児童の確認（避難移動した児童を含む）と学級編成を行う。
- ○保護者への連絡方法を確認する。
- ○児童の被災状況（教科書、学用品等）を確認する。
- ○通学の安全について指導する。

↓

６　教育委員会との協議・調整

- ○校舎施設・設備等の復旧、仮設教室建設等を行う。
- ○教職員を配置する。（指導体制、臨時時間割の編成）
- ○教科書等を確保する。
- ○学校給食の再開に向けた対策を行う。
- ○被災児童に対する学校納付金等の減額・免除を行う。

↓

７　授業再開

（10）警戒宣言発令時の対応

１　注意情報発令時の対応
（１）教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
（２）学校は、授業を学級活動に切り替え、児童に注意情報が発令された旨を伝える。
（３）地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

２　警戒宣言が発せられた場合の措置
（１）在校時
　ア　授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
　イ　児童は校内で保護する。
（２）校外活動時
　ア　宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
　イ　校長は、情報を保護者に連絡する。
　ウ　学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
　エ　日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
　オ　交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校等に避難するなど適宜必要な措置をとる。
　カ　校外活動が実施している場所が警戒地域の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、災害対策本部の指示に従う。
（３）登下校時に警戒宣言が発せられた場合
　ア　登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
　　※　特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。
（４）その他の対策
　ア　飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備する。
　イ　児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
　ウ　保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。
（５）警戒解除宣言の情報収集
　　学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

（11）主要連絡先一覧

①公的機関

区教育委員会指導室	5662-1634
小松川警察署	3674-0110
江戸川消防署	3656-0119
瑞江消防出張所	3679-0119

②医療機関

江戸川病院	3673-1221
京葉病院	3654-8211

③学区内避難所

一次避難所	江戸川小学校	3670-6007
地域拠点	東部事務所	3679-1123
食品等集積地	東部区民館	3679-1926
緊急医療救護所	東部健康サポートセンター	3678-6441

◎ 留意事項

０．平常時

（１）毎日、出席簿とともに「児童出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入し、保健室に報告する。

■授業中（教員が指導しているとき）…　教員は児童に適切な指示を行い避難させる。

１．避難前

（１）緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
（２）教員は避難経路確保のため窓・扉を開ける。ガラスの破片防止のためカーテンを閉める。
（３）教員は、直ちに廊下等の状況を確認し、児童の避難誘導を行う。

２．避難中

（１）火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
（２）階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。(待たせない)

３．人員確認

（１）本部前に集合し、クラスごとに避難した順に並ばせる。
（２）担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
（３）担任(教科担任)は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」
＊「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
＜避難完了＞
（４）担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）…　児童は自主的に判断して避難する。

１．避難前

（１）緊急放送をしっかりと聞き、避難経路を判断する。
（２）教員は、直ちに避難経路を確保し、児童が安全に避難できるよう誘導する。
（３）教員は扉・窓を開け、カーテンを閉める。

２．避難中

（１）火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通って移動する。

３．人員確認

（１）本部前に集合し、クラスごとに並ぶ。
（２）教員の指示に従って、待機する。